



東三番街の ごみ出しルール

さいたま市のごみ収集ルールに原則準拠(シート参照)

「臭い漏れ防止」「カラス被害防止」「ゴミ削減」「リサイクル推進」のために
定めた東三番街ルールを守ってください。

●生ごみ(食品くず、残飯)は毎日出せます。

※7号棟前のゴミ収集場所は対象外です。

●「もえるごみ」は月曜日と木曜日の朝(8時30分まで)にゴミ収集場所に出してください。

ゴミコンテナは生ごみ優先になります。

小さくできる物は小さくし、発泡スチロールのようなかさばる物はゴミコンテナに入れなくてください。

- 臭い漏れ防止、カラス被害防止のため確実に中に入れる!
- フタをちゃんと閉める!
- 奥のゴミコンテナから入れる!
- フタが開まらないゴミはコンテナに入れない!



●「資源物1類」は火曜日の朝(8時30分まで)に管理事務所横に出してください。

リサイクル効果の高い「アルミ缶」は、自治会資源物回収日(第1、3土曜日)に出してください。

●「資源物2類」「もえないごみ」「有害危険ごみ」は金曜日の朝(8時30分まで)に管理事務所横に分別して出してください。リサイクル効果の高い「古紙類」、「古着」は、自治会資源物回収日(第1、3土曜日)に出して下さい。

資源物1類 火曜日



危険物2類・もえないごみ
有害危険ごみ 金曜日



自治会資源物 第1・3土曜日

